

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 27 日現在

機関番号：34517

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22700721

研究課題名(和文) 民法改正による夫婦別姓が、子どもに与える影響と効果

研究課題名(英文) Effects of introduction of the system of a married couple using separate surnames through revision of the Civil Law

研究代表者

吉井 美奈子 (YOSHII, Minako)

武庫川女子大学・文学部・講師

研究者番号：60413481

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「選択的夫婦別姓制度」の導入による民法改正が実現した場合、別姓を選択した家族への影響を考察することを目的としている。特に、子どもが成長するうえでのアイデンティティ形成と氏との関係を質問紙調査、子どもの文字選好実験、親の離婚や再婚等で改姓を経験した子ども(18歳以上)へのインタビュー調査などを行い、検証した。

その結果、幼い子どもたちの多くは、自分の氏名から文字に興味関心を持つ。また、離婚や再婚を経験し成長した子どもにとって、氏の変更は周囲へ説明する煩わしさを感じる一方で、実生活を優先に考える傾向が見られ、家族や個人の氏への執着は低く、実際の家族関係を優先するという傾向が見られた。

研究成果の概要(英文)：Effects of a new system allowing married couples to retain their original surnames, on families that have chosen this system was investigated. Especially, the relationship between the system and the development of children's identity was examined through a questionnaire survey, experiments using children's preferences for Japanese Kanji characters, and interviews with children aged 18-years or older that experienced a change in surnames because of parents' divorce, or re-marriage, among other reasons. The results indicated that most small children developed an interest in Kanji characters because of their names. In children that had experienced Changing surnames after parent's divorce, or re-marriage, caused problems for children, because they had to explain the change to people around them. On the other hand, such children tended to give higher priority to matters related to their real life, show little attachment to family surnames, and value their actual family relationships.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学、生活科学一般

キーワード：夫婦別姓 民法改正 子どもと氏

## 1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、結婚による改姓が女性労働者のキャリア形成の阻害要因になっているという考えから始まっている<sup>1)</sup>。現在、結婚によって改姓しているのは、96%以上が女性であり<sup>2)</sup>、20年以上前から「夫婦別姓」を選択肢に加えるという民法改正を求める声も女性が多かった。しかし、現在のところ実現していない。女性労働者が既婚後も、大きな変化やリスクなく仕事を続けていくためには、結婚時の改姓を強いる現行民法は、大きな負担となっている。職場での旧姓使用を拡大するという提案がされることもあるが、現実には法整備は全く進んでおらず、一部の大企業や自治体に勤める女性だけに特権化されている。

(2)20年もの間、議論がされ続けなかったり、法案が廃案になったりした背景には、「家族は同氏(姓)でなければ、絆が弱まる」という考え方が根底にあったことが要因の1つだと言える。

(3)2009年8月の衆議院議員で政権交代がされ、いよいよ選択的夫婦別姓制度が民法上でも認められようとしている動きがみられるようになった<sup>3)</sup>。この制度が認められることについては、一歩前進と言えるが、子どもの氏(姓)についての議論が進んでいるとは言いがたい。世論調査の結果からも、子どもの姓と家族の紐帯を懸念する意見もあり<sup>4)</sup>、別姓が認められた後での子どもの氏や家族の紐帯についての実態調査が必要であると考えた。選択的夫婦別姓制度の民法改正については、法学等では研究が見受けられるが、家政学領域ではまだ少なく、家庭科の教材としての研究に留まっているものが多い。子どもの氏とアイデンティティの関係について、家族の紐帯という視点から明らかにする必要があると考えた。

1)吉井美奈子、女性労働者の職場における旧姓使用の実態-企業向け調査と女性労働者へのインタビュー調査より、家政学研究、Vol.55,No.1,PP.23-33,2008.10

2)厚生労働省、人口動態調査特殊報告、2005

3)千葉景子(当時)法相のインタビュー、毎日新聞、2009.9.30

4)選択的夫婦別氏制度に関する世論調査(1995.6と2001.5実施、内閣府)や家族の法制に関する世論調査(2006.12実施、内閣府)によると、夫婦・親子の名字(姓)が違つと、夫婦を中心とする家族の一体感(きずな)に何か影響が出てくると思うか」聞いたところ、「一体感(きずな)が弱まると思う」と答えた者の割合が4割近くいた。

## 2. 研究の目的

法制度の改正が行われるか否かが明確で

はなかったため、下記の目的を中心に研究を行った。

(1)子どもが自分の氏をどのように認識しているかを確認する。

(2)「夫婦別姓」という言葉の持つ印象についてまとめ、「夫婦別姓」に含まれるイメージを検証する。

(3)子どもと氏のアイデンティティの関係について明らかにする。

## 3. 研究の方法

いくつかの調査を行い、複合的に考察を行った。

(1)子どもが自分の氏をどのように認識しているかを保護者、保育所・幼稚園等の保育者、子ども自身への検証実験によって明らかにする。具体的には、修学未満児の子どもを育てる保護者に対する質問紙調査、保育所・幼稚園に勤める保育者に対するアンケート調査を行った。

2010年12月に1歳~6歳児の子どもを持つ保護者に対して調査票を配布、回収した。調査対象者は、大阪府、京都府、奈良県にある保育園、幼稚園に子どもを預けている保護者とし、保育園・幼稚園を通じて調査を行った。また、子どもに対しては、子どもの文字選好実験を2011年2月に行った。

(2)未婚の若者がもつ「夫婦別姓」に対するイメージを質問紙調査によって尋ねた。固定的イメージ項目に対する回答と自由記述による回答を求め、自由記述の部分法を援用して分類した。また、別の未婚の若者に対して、親と子どもの氏が異なることに対する印象を質問紙調査によって尋ねた。

(3)親の離婚・再婚によって改姓を強いられた若者へのインタビュー調査を行った。

## 4. 研究成果

(1)子どもの氏の認識について

未就学児をもつ保護者への質問紙調査の有効回収数は419票(きょうだい票を含む)で、回答者の多くが女性(母親)、平均年齢は35.3歳であった。

図1に示した通り、自分の名前が書けるようになった年齢は、4歳が最も多く、3歳~4歳頃に文字への関心が高まっているようである。

また、文字が書ける子どもについての調査のうち、「最初に文字を書けるようになったのは、自分の名前の一部である」という質問

に「あてはまる」と回答した人は、50.3%であった。「最初に文字を書けるようになったのは、好きなモノなどの一部(自分の名前以外)」に「あてはまる」と回答した人は、12.9%であった。最初に文字を書いたり、練習したりする機会が多いのは、自分の名前であることが推測できる。

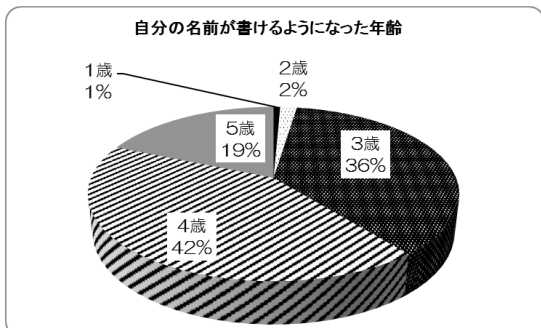


図 1:自分の名前が書けるようになった年齢

図 2 に示したのは、「母親の名前や父親の名前が言える」かどうかを保護者に尋ねたものである。子どもたちは、年齢が上がるにつれて父母の名前を言える割合が増え、5 歳児では 90%以上が父母の名前を言うことができるようだ。「お母さん(ママ)」や「お父さん(パパ)」ではなく、「名前(一部も可)」が言えるのは、父親より母親の名前の方が言えるようだ、共に生活する時間の長さも関係していると言える。

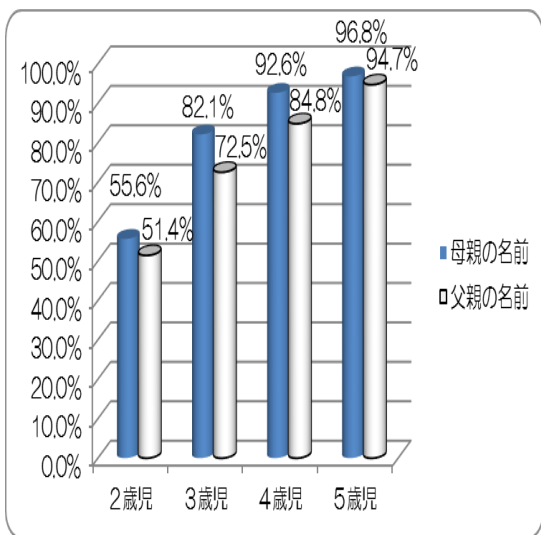


図 2:母親の名前や父親の名前が言えるか

保育者への質問紙調査では、123 名から回答を得た。離婚や再婚によって保育をしている子どもが改姓した場合や、実際の戸籍姓、住民票の記載姓と異なっても、その都度対応しており、経験が長くなればなるほど、対応した経験を持っていた。また、戸籍姓や住民票記載姓と異なる姓を使用するケースについては、多くの場合負担には感じていなかった。しかし、子どもへの対応においては、離婚や再婚による改姓が他の友人らにどのよ

うに説明をするべきか戸惑ったり、旧姓で読んでしまったりする経験もみられた。保護者の再婚による改姓で、保育者が戸惑っていても本人があまり気にしていないようだったという声も聞かれた。

子どもへの文字選好実験では、子どもを 1 名ずつ部屋に入れ、その子どもの氏を 1 文字含めた平仮名を 5 文字分のカードを提示し、1 番好きだと感じる文字を子どもに選んでもらった。その理由を子どもに尋ね、3 位までの好きな文字を選択してもらった。子どもは自分の名前に入っている文字を選ぶことも多かったが、その理由は「自分の名前に入っている」以外に「母親の名前に入っている」、「好きな乗り物(動物)の文字」、「なんとなく」という回答がみられた。同時に、自分の名前、父母の名前を尋ね(父、または母が居ない場合は、どちらかの名前のみ)、どのように回答するかを合わせて確認した。

4、5 歳児になれば、保護者の名前をフルネームで答える子どもが多かったが、名のみや名前を尋ねても「お母さん(ママ)」「お父さん(パパ)」と回答する子どもは、自分の姓を答えられない傾向も若干見られた。しかし、有意差が確認できるほどではなかった。

(2)未婚の若者がもつ「夫婦別姓」に対するイメージを質問紙調査によって大阪府下の大学生らに尋ねた。大学生らがもつ「夫婦別姓」についてのイメージを自由記述で尋ねたものについて KJ 法を援用して図にしたものが図 3 である。

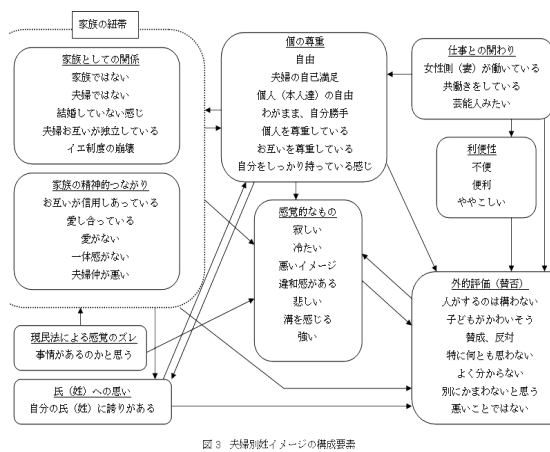


図 3 夫婦別姓イメージの構成要素

個の尊重を重視する一方で、現行民法とのずれによって何か事情があるのではないかと感じたり、家族の紐帯に対する懸念、精神的な繋がりの不安定さを感じたりする傾向が見られた。同時に尋ねた夫婦別姓への賛否では、半数が賛成と答えていたが、1 割程度の反対もいた。その一方で、「あなたの友人が別姓にしたいと言ったら、どう思うか」については「賛成」が 8 割程になり、漠然とした不安が賛成できない、負のイメージを与えていることが伺えた。友人が求めることについては、賛成する人が多く、身近な問題として取り扱った時に、自分に直接関わらないケ

ースであれば全体的には許容する傾向があると言える。

(3)これまでの研究結果を踏まえ、更に政権交代もあり民法が改正される可能性が低くなったため、別姓を選択した夫婦の間に生まれた子ども、家族への調査が不可能となった。そこで、親の離婚・再婚によって改姓を強いられた若者へのインタビュー調査を行った。現在、18~22歳の若者を対象に、質問紙調査及びその内容から掘り下げたインタビュー調査を行った。インタビュー調査の対象者は、親の離婚・再婚等を経験したことで、自分自身の意思によらず改姓を強いられた経験をもつ者である。

インタビュー結果から、保護者の離婚や再婚等により改姓した子どもたちは、改姓によるアイデンティティの喪失以上に、離婚・再婚に伴う家族関係への不安が大きいことが分かった。改姓することによって、周囲の友人・知人から詮索されることに対しては精神的負担を感じていた。自分自身が改姓などに拘らず対応することで、家族関係が潤滑に済むならば、と耐える傾向がみられ、離婚や再婚を経験することで、自分自身の「氏」に対する思いなどが打ち消されるケースが共通して見られた。

これらの研究をまとめれば、夫婦が別姓であることが子どもに与える影響と考えられることは、現状として別姓が認められていないことから想定範囲を脱しないが、友人・知人らから事情の説明を求められたり、レアケース、マイノリティとしての好奇の目にさらされたりすることによるストレスが挙げられる。これは、前提条件として、夫婦別姓が法律上選択できないことによって「異色なケース」として取り扱われることが背景として考えられる。民法が改正され、「夫婦別姓」も選択肢の一つとして国民に浸透すれば、これらの懸念は解消されるだろう。

一方、夫婦別姓が選択できるようになれば、離婚や再婚に伴う子どもの氏の変更がされることがなく、子どものアイデンティティ形成、名前に対する愛着が阻害されることがなくなる。しかし、離婚や再婚に伴う改姓は、家族関係の破たんや修復を伴うことが多く、子どもの意見を尊重し、保護者の考え方を踏まえて選択できるようにするべきであろう。例え、家族の中で複数の氏が存在したとしても、家族関係が良好であると当人たちが考えるのであれば、氏の同一性よりも現状を優先することが考えられる。さらに、氏を同一にすることによって家族の一体感が得られると考えられる家族には、そのような選択肢も与えられるようにするべきであろう。選択肢を狭め、子どもの意思、親の意思に沿わない形でしか選べない状態は望ましくないだろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計3件)

吉井美奈子、子どもの氏とアイデンティティにみる選択的夫婦別姓のあり方、2011年(社)日本家政学会 第63回大会、2011.5.29

吉井美奈子、子どもの氏名と保育者・保護者とのかかわりに関する研究、(社)日本保育学会 第64回大会、2011.5.22

吉井美奈子、夫婦別姓(氏)制度の導入と子どもの氏に関する一考察、2010年(平成22年)度第32回(通算88回)(社)日本家政学会関西支部研究発表会、2010.10.23

〔図書〕(計1件)

吉井美奈子他、家政学のじかん、関西家政学原論研究会、2011、総ページ数96頁

〔その他〕(計3件)

講演会：吉井美奈子、男女がともに協力して生きる社会へ-選択的夫婦別姓を切り口にして-、精華町、2013.8.18

報告：吉井美奈子、保育所・幼稚園調査結果報告(調査結果報告)、2011.3.1発行

講演会：吉井美奈子、現代の結婚事情、市内5大学合同公開講座、東大阪市、2011.2.3

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

吉井 美奈子(YOSHII, Minako)

武庫川女子大学・文学部・講師

研究者番号：60413481